

(別表)

基準単価

区分		事業	(1)サービス継続支援		(2)連携支援		
			令和4年4月1日以降に、以下のいずれかに該当した事業所及び施設	オ「ア」、「ウ」以外の通所系サービス事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所及び施設	令和4年4月1日以降に、(1)の「ア」又は「ウ」の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等、訪問系サービス事業所、相談支援事業所	感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の通所系サービス事業所、障害者支援施設等、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談支援事業所に対して、緊急かつ密接な連携によりサービスを提供する場合	
サービス種別		各サービス共通		各サービス共通			
通所系サービス事業所	1 療養介護		1,978千円/事業所		1,978千円/事業所	989千円/事業所	
	2 生活介護		631千円/事業所		631千円/事業所	316千円/事業所	
	3 自立訓練(機能訓練)		288千円/事業所		288千円/事業所	144千円/事業所	
	4 自立訓練(生活訓練)		228千円/事業所		228千円/事業所	114千円/事業所	
	5 就労移行支援		221千円/事業所		221千円/事業所	110千円/事業所	
	6 就労継続支援A型		279千円/事業所		279千円/事業所	140千円/事業所	
	7 就労継続支援B型		294千円/事業所		294千円/事業所	147千円/事業所	
	短期入所サービス事業所	8 短期入所		146千円/事業所		—	73千円/事業所
		9 施設入所支援		1,013千円/施設		—	506千円/施設
		障害者支援施設等	10 共同生活援助(介護サービス包括型)		335千円/事業所		—
	11 共同生活援助(日中サービス支援型)			259千円/事業所		—	129千円/事業所
	12 共同生活援助(外部サービス利用型)			150千円/事業所		—	75千円/事業所
	13 居宅介護			107千円/事業所		—	41千円/事業所
	訪問系サービス事業所	14 重度訪問介護		175千円/事業所		—	67千円/事業所
		15 同行援護		60千円/事業所		—	23千円/事業所
		16 行動援護		106千円/事業所		—	41千円/事業所
		17 就労定着支援		35千円/事業所		—	17千円/事業所
		18 自立生活援助		19千円/事業所		—	9千円/事業所
	相談支援事業所	19 計画相談支援		50千円/事業所		—	25千円/事業所
		20 地域移行支援		36千円/事業所		—	18千円/事業所
		21 地域定着支援		38千円/事業所		—	19千円/事業所
対象経費		<p>【(1)アからウに該当する施設・事業所の場合】</p> <p>① 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(障害者支援施設等に限定)</p> <p>② 施設・事業所の消毒・清掃費用</p> <p>③ 感染症廃棄物の処理費用</p> <p>④ 感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費</p> <p>(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限定)</p> <p>⑤ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用</p> <p>⑥ 代替場所の確保費用(使用料)</p> <p>⑦ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金</p> <p>⑧ 代替場所や利用者宅への旅費</p> <p>⑨ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助を行うための緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用</p> <p>⑩ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>【(1)エに該当する障害者支援施設等】</p> <p>⑪ 市要綱第3条(1)に該当する自費検査費用(一人1回当たり2万円を限度とする)</p>	<p>【居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用】</p> <p>① 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用</p> <p>② 代替場所の確保費用(使用料)</p> <p>③ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金</p> <p>④ 代替場所や利用者宅への旅費</p> <p>⑤ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助を行うための緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用</p> <p>⑥ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限定</p>	<p>【利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用】</p> <p>① 追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等(等)</p>			

助成額の算定

- サービス種別ごとに、基準単価と対象経費の実支出(見込)額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 1事業所・施設当たり基準単価額を年額上限とし、上半期分・下半期分の2回まで助成することができる。
- 1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。

※ 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定を受けていること。

※ 多機能型事業所として複数のサービスの指定を受けている事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

※ (1)のエ及び「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業者」とは、「新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて(第4版)」(令和3年3月26日本市事務連絡)に基づき届出を行ったうえでサービス提供している場合を指す。

※ 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規定の営業日において、営業しなかった日(利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。